より

開 か 市 政 をめざし

照会先 総務財政課 **酒** ② 6 8 0

2

かれた市政をさらに進めるために制定されたものです。 開条例」と、 持っている情報を市民の皆さんに公開するための「公文書公 ここでは、この条例の内容と実施状況などをご紹介します 「個人情報保護条例」 には、 情報 市民の皆さんの個人情報を適正に取り扱うため 公 開に 関 ーです。 する二つの条例 これらは、 がありま 市民参加による開 ず。 市 σ

公文 **書公開条例**

にし、 の条例 公文書を公開するために必要な事項を定めています は 市 :民の皆さんの公文書の公開を求める権利を明らか

利用できる人は

市内に住んでいる方

平成 20 年度関市公文書公開の実施状況

1 誌世老別の詩世代第

公開

できない

公文書は公開

することが原則です。 情報もあります

L

かし、

個

人の

ブライ

法人などの事業活動に不利益を与えるもの

が

職務上作成または取得した公文書が対象となります

固定資産評価審査委員会、

議会)の職員 公平委員会、

監査委員、農業委員会、

市の機関(市長、

教育委員会、

選挙管理委員会、

される情報は

※これら以外の方の請求にも応えるよう努めて

1) 、ます。 市に利害関係がある方

市内に通勤、

通学している方

市内に事業所などがある方や法人など

などは非公開になります。 シーに関するものや、

一明不有別少明不不从							
区分	市内在住者	その他	合 計				
件数	10	9	19				

2 宇体機関則の詩式状況

2. 天心成民別の胡木仏儿								
	実施機関	件数	実施機関 件数					
	市長公室	3	教育委員会 2					
	総務部	1	議 会 3					
市	民生福祉部	3	農業委員会 1					
.,.	環境経済部	1						
長	建 設 部	4						
	水 道 部	1						
	会計管理者	1	合 計 20					

※1件の請求に対して2つの部に関係するものがあるため、 件数の合計は一致しません。

3 公開決定状況および不服由し立て状況

o. Approve processes a likely of the processes								
区分	公 開	部分公開	非公開	不存在	不服申し 立て申請			
件数	11	1	0	8	0			

- ※1件の請求に対して2つの決定をしたものがあるため、件数の合計は 一致しません。
- ※「部分公開」とは、文書の中に個人情報などが含まれている場合にそ の部分を除いて公開することです。「不存在」とは、請求された文書 が存在しない場合です。

4. 公開請求に対する決定をした文書【決定状況】

- ◎平成20年2月から4月までに届出のあった関市住居表示に関する条例 第3条に基づく建築物の新築届に係る物件の受付日、地番等の明記さ れている資料【公開】
- ◎平成19年第7回関市教育委員会会議録【公開】
- ◎教育委員会等の損害保険の加入状況に関する書類【公開2件、不存在 1件】
- ◎小屋名公民センター、中島自治会集会所、西部保育園等に係るボーリ ング調査のうち柱状図及び調査位置図【不存在2件】
- ◎農地の一次利用申請についての書類【不存在】
- ◎平成12年度から平成16年度までに国有財産特別措置法第5条第1項 第5号の規定に基づく国有財産等特定作業により作成又は収得した特 定図面位置確認図等(2件)【不存在2件】
- ◎関市社会福祉事務所とぎふ反貧困ネットワークの懇談の内容を記録し た文書及び検証会議の記録【不存在】
- ◎ブラジル岐阜県人会創立70周年記念式典及び姉妹都市モジ・ダス・ク ルーゼス市親善訪問報告書等(2件)【公開2件】
- ◎行政視察報告書及び政務調査費研修会参加報告書【公開】
- ◎平成20度関市公共交通活性化協議会議事概要【公開】
- ◎土砂災害警戒区域の指定の公示に係る図書【公開】
- ◎土砂災害警戒区域の指定図書【公開】
- ◎関市自治会連合会倉知支部要望書【公開】
- ◎平成20年8月から10月までに支出した首長交際費に関する支出金調 書等の文書【部分公開】
- ◎平成20年中に入札が行われたA4コピー用紙の購入契約についての 予定価格等の分かるもの【不存在】

平成 20 年度関市個人情報の開示等の実施状況

1. 請求者別の請求状況

	区 分		市内在住者 その他		合 計	
1.1	開示		1	0	1	
件	訂	Œ	0 0		0	
数	断 削 除		0	0	0	
**	差」	上め	0	0	0	

2. 実施機関別の請求状況

実施機関	請求の区分	件数
農業委員会	開示	1

3. 開示等の決定状況および不服申し立て状況

o. phys. Good Control Control								
区分	公開	部分開示	非公開	訂正・削除・ 差止決定	訂正・削除・ 差止否決定	不存在	不服申し立て 申請	
件数	1	0	0	0	0	0	0	

開示等の請求に対する決定をした文書【決定状況】

◎農地法第5条転用許可に添付されている賃貸借契約書【開示】

個人情報保護条例

人情報の適正な取り扱いを定めています。人情報の開示を求める権利を保障し、個この条例は、市民の皆さんが自分の個

適正に維持管理!

しま

不必要な個人情報は速やかに廃棄します。れることがないように管理します。また、市が持っている個人情報は、他人に漏

個人情報の収集の制

限

-目的を明らかにして-事務に必要な最小限の範囲で市は個人情報を、

原則として、本人から直接収集します。適法、公正な方法で

自分の

チェックできます)個人情報が

自分の情報をチェックしたいとき

自分の情報に誤りがあるとき

公文書の公開・個人情報の開示 などの請求から決定まで

審 査 会

市が決められた手続きに違反して、

を収集したとき

【削除請求】

が決められた手続きに違反して、

情

→【訂正請求】

報を利用しているとき→【差止め請求】

<不服申し立てを審査する>

◆学識経験者5人で構成される「公文書 公開審査会」「個人情報保護審査会」で、 慎重に審査し、実施機関に答申します。





実施機関(担当課)

- ◆実施機関は、審査会へ諮問します。 <決定する>
- ◆実施機関は審査会の答申を尊重して、あらためて公文書公開や個人情報開示などの決定をします。





費 田

- ◆閲覧は無料です。
- ◆コピー代は実費を負担していただきます。

閲覧または写しの交付

◆決定通知書で指定された日時、 場所にお越しいただき、閲覧 または写しの受け取りをして いただきます。



不満



<訂正などの請求>

- ◆開示された個人情報に不満があるときは、訂正などの請求ができます。
- ◆その決定に納得できないときは 不服申し立てができます。

不服申し立てをする

◆不服があるときは、60日以内 に不服申し立てができます。

請求する(所定の文書で)

- ◆請求や照会、相談は、総務財政課 または各課へ。
- ◆個人情報の開示請求は、本人で あることが証明できるものが必 要です。



公開・非公開などの決定

◆請求のあった公文書を所管する ところで、公開・非公開などの決 定をします。



決定の通知

◆請求書を受理した 日から15日以内に、 請求者に 決定の内

決定の内容を通知します。



公開できません



